

## 花栗稲荷會 御囃子部・規約

- 第一条 (名 称) この部は、花栗稲荷會御囃子部と称する。
- 第二条 (目 的) この部は、稲荷神社を崇敬し御囃子の伝統を継承して部員相互の親睦と青少年の健全育成を図ることを目的とする。
- 第三条 (組 織) この部は、花栗稲荷會の会員より目的の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第四条 (事 務 所) この部の事務所は会長宅に置く。
- 第五条 (事 業) この部は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- 1) 祭事における御囃子に関する事項
  - 2) 部員の親睦に関する事項
  - 3) その他、この部の目的達成に必要な事項
- 第六条 (役 員) この部に次の役員を置く。
- (1) 部長 1 名 (2) 副部長 1 名 (3) 会計 1 名
  - (4) 監事 1 名 (5) 世話役 (若干名)
- 第七条 (役員を選出) この部の役員は部員の総意によって選出する。
- 第八条 (役員任期) この部の役員任期を 2 年とする、ただし再任を妨げない。
- 第九条 (役員職務) この部の部長は部を代表し、職務を総理する。  
副部長は部長が不在の時に部務を代行する。  
会計は部の経理を掌握する。  
監事は部の経理を監査する。  
世話役は御囃子の護持運営にあたる。
- 第十条 (経 費) この部の経費は部費及び寄付金をもってあてる。
- 第十一条 (部 費) この部の部費は月額 大人 2,000 円、子供 1,000 円とする。
- 第十二条 (そ の 他) 付帯事項が生じた場合は役員会に於いて決定する。

以上